

令和6年 第11回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和6年11月5日（火） 午前9時00分～ 午前10時01分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（34人）

No	委員氏名	No	委員氏名	No	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江 欠席	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明 欠席
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正 欠席
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員（3人）

2番 松尾貴江 35番 生島義明 36番 片渕秋正

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 非農地判断について
- 5 令和6年白石町農用地利用集積計画（11号）の承認決定について
- 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

業務連絡事項

- 1 令和6年第12回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 令和6年12月5日（木）9時00分
場所 白石町役場 3階大会議室
- 2 農業委員積立金に関する会計報告について

3 視察受入れ対応について

受入れ団体	視察日	時間	対応者
大分県佐伯市農委	11 月 12 日 (火)	13 : 30	幹事
沖縄県今帰仁村農委	11 月 18 日 (月)	13 : 00	幹事
愛媛県農業者年金推進協議会	2 月 3 日 (月)	未定	会長、会長職務代理者 農年加入推進部長

4 農業委員日帰り視察研修及び懇親会について

日時 令和 7 年 2 月 7 日 (金)

6 出席職員

農業委員会事務局	事務局長	山下英治
	課長補佐兼農地農政係長	石田善人
	農地農政係長	三原淳壺

7 その他出席職員

なし

8 その他

携帯電話を活用した SMS (ショート・メッセージ・サービス) の導入について

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

本日は、総会終了後、携帯電話を活用したSMS（ショート・メッセージ・サービス）の導入研修、農業委員会だより編集委員会を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

それではただ今から、令和6年11月第11回白石町農業委員会総会を開会いたします。始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、2番 松尾貴江委員、35番 生島善明委員、36番 片渕秋正委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は37名中34名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、31番 外尾美津子委員、32番 吉原春樹委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 168 号 =

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第168号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第168号、議案書1ページです。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望によるものです。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は譲渡人の実家を購入されて居住されておりますが、宅地に隣接する申請地も合わせて購入を希望されており、今回の申請となりました。

譲受人は今回の農地購入を機に営農を開始され、野菜を作付けする計画をなされています。

今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。譲受人は、これから農業をされていくのですか。田んぼとか、お持ちですか。

事務局 先ほど、説明がありましたとおり、宅地に付随する狭小の畑を耕作するという
ことで、販売ではなく、家庭菜園みたいな自家野菜を作るということで、話は聞いてお
ります。

○番 なぜ質問したかという、以前、○○さんが 1 反ばかりを家庭菜園として取得され
ましたが、そこはアパート用地としてはよいところなので、将来的にはアパートとか
転用目的で譲り受けられたのではないのかと、面積的には 387 m²でそんなに大きな
面積ではないが、家庭菜園にしては大きいなと思って質問しました。

事務局 387 m²となっておりますが、事務局が聞いたところでは、あくまで家庭菜園で、ア
パート建設とかの計画はまったくないそうです。

○番 そうですね。分かりました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 168 号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 168 号は申請どおり当委員
会において許可することに決定します。

＝議案番号第 169 号＝

議長 続きまして、議案番号第 169 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 169 号、権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 10 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は○○に事務所がありますが、隣接する宅地を購入して事務所を移転し、申請地を苗床として利用するための申請をなされたものです。

譲受人は蓮根をメインに WCS、麦などを 34ha 作付けされています。

今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 169 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 169 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 170 号＝

議長 続きまして、2「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第 170 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 170 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①②は、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、③は、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用資材置場、農業用機械置場、家庭菜園にするための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、一部以前から無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 170 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 170 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 171 号 =

議長 続きまして、3 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第171号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第171号、議案書2ページです。

権利の種類は使用貸借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8ページから10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として10月21日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は貸付人が居住している宅地の隣接地であり、子である借受人が新たに住宅を建築する申請です。

隣接には農地はなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第171号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第171号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 172 号＝

議長 続きまして、4「非農地判断について」を議題とします。議案番号第 172 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 172 号、非農地判断についてです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

議案の位置図は、11 ページから 12 ページをご覧ください。

ここで非農地判断の概要について説明いたします。

農地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合には、農地に該当しないものであり、このような土地を農地台帳に記載し続けることは、農地台帳の正確な記録の確保が図れず、農業委員会の事務的正確な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。

当該農地について、現況を客観的に評価したところ、農地への再生は困難な状況と判断したところでございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。

対象農地は平野部と山間部の境界にある畑ですが、狭小で圃場整備もなされていません。

また、隣接の山林から竹が侵食して密集している状態であり、農地に復元することも難しく、国の定める要件に合致することから、非農地として扱うことは問題ないと判断しました。

以上ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 172 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 172 号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第 173 号＝

議長 続きまして、5「令和 6 年白石町農用地利用集積計画（11 号）の承認決定について」を議題とします。議案番号第 173 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 173 号の「農用地利用集積計画（11 号）について」ご説明いたします。
始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 4 件となっております。詳細は 1 ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。2 ページから 3 ページに相對での設定が 12 件、4 ページから 8 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 58 件、合わせて 70 件の計画が提出されており、賃借権設定が 53 件、使用貸借権設定が 17 件となっています。

区分の内訳として新規が 62 件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが 15 件ありました。再設定は 8 件でした。

今回の利用権の総面積は 495,726 m²です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 11 件、会社法人によるものが 1 件、農地中間管理機構によるものが 58 件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 16 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の各要件を満たすものとして承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず所有権移転について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 173 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 173 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員の退室をお願いします。

（委員 退室）

議長 それでは、利用権設定関係のうち、2 ページの整理番号 1 番及び 4 ページの整理番号 1 番から 5 ページの整理番号 8 番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。先ほど説明がありました未相続農地の関係で、賃貸料がおそらく発生しないのが、未相続農地になるのですか。

事務局 未相続農地は、農家台帳上、すでに所有者が亡くなられても、相続がなされていないものが未相続農地ということで報告をしております。

賃借料は、その相続人代表の方が契約をなされているので、その方にお支払いをされている状況です。

○番 農地利用集積計画の○番、借り手が○○さんで、貸し手が○○さん。
ここは、10a 当たり、対価 0 となっていますが、○○委員が、地元のみなさんに耕作をお願いしてみたにもかかわらず、5 年くらい放置されていたので、セイタカアワダチソウが繁り、レンコン田だったので、トラクターで耕起しても、すぐ使える状態でもなかったもので、誰も耕作者がなく、私、○○委員、○○委員で、なんとか再生作業をして、耕作については○○委員が引き受けてくれた訳です。

議長 他にないですか。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 173 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番及び 4 ページの整理番号 1 番から 5 ページの整理番号 8 番について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。○○委員、○○委員、○○委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 173 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番及び 4 ページの整理番号 1 番から 5 ページの整理番号 8 番以外の分について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 174 ～ 178 号 =

議長 続きまして、6「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 174 号から 178 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 174 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、福岡市の〇〇さんです。

申請理由は、高齢・遠方で離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、13 ページから 14 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 175 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、北揚の〇〇さんです。

申請理由は、高齢による農地処分でございます。

議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 176 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新昌の〇〇さんです。
申請理由は、離農のための農地処分でございます。
議案の位置図は、17 ページから 19 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 177 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、六府方区の〇〇さんです。
申請理由は、高齢で後継者もないための農地処分でございます。
議案の位置図は、20 ページから 21 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 178 号、議案書 4 ページです。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、室島の〇〇さんです。
申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。
議案の位置図は、22 ページから 23 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 174 号から 178 号でした。
白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。
なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。
もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。
以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 174 号から 178 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願いします。

議長 議案番号第 174 号。
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 175 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 176 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 177 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 178 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 174 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 175 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 176 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 177 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 178 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員であっせん委員をよろしく
お願いします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 （事務局より報告事項を行う）

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

議長 報告が終わりましたので、続きまして事務局から業務連絡をお願いします。

事務局 （事務局より業務連絡事項について説明）

業務連絡事項

- 1 令和 6 年 第 12 回白石町農業委員会総会の日時及び場所

日時 ： 令和 6 年 12 月 5 日（木）9 時 00 分

場所 ： 白石町役場 3 階大会議室

- 2 農業委員積立金に関する会計報告について

- 3 視察受入れ対応について

受入れ団体	視察日	時間	対応者
大分県佐伯市農委	11 月 12 日（火）	13：30	幹事
沖縄県今帰仁村農委	11 月 18 日（月）	13：00	幹事
愛媛県農業者年金推進協議会	2 月 3 日（月）	未定	会長、会長職務代理者 農年加入推進部長

- 4 農業委員日帰り視察研修について

日時 令和 7 年 2 月 7 日（金）

5 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 01 分

事務局長 引き続き、携帯電話を活用したSMS（ショート・メッセージ・サービス）の導入
についての研修会を開催しますので、よろしくお願いします。